

吹田市遺伝子情報保護連絡会規約 現行・改正対照表

は改正箇所

現 行	改 正
<p><u>吹田市遺伝子情報保護連絡会規約</u></p> <p><u>(組 織)</u></p> <p>第2条 吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）は、委員7名で組織する。</p> <p>2 連絡会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国立循環器病研究センターの代表者 <u>1人</u></p> <p>(2) 大阪大学の代表者 <u>1人</u></p> <p>(3) 吹田市医師会の代表者 <u>1人</u></p> <p>(4) <u>大阪府吹田保健所の代表者</u> <u>1人</u></p> <p>(5) <u>吹田市民の代表者</u> <u>2人</u></p> <p>(6) <u>吹田市の代表者</u> <u>1人</u></p> <p>3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。</p> <p>4 委員は、再度選任することができる。</p> <p><u>(任 務)</u></p> <p>第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、国立循環器病研究センター及び大阪大学における遺伝子解析研究に関する事項について情報の交換を行い、委員は意見を述べることができる。</p>	<p><u>吹田市遺伝子情報保護連絡会設置要領</u></p> <p><u>(構成)</u></p> <p>第2条 吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）は、委員7名以内をもって構成する。</p> <p>2 連絡会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国立循環器病研究センターの代表者 <u>1人以内</u></p> <p>(2) 大阪大学の代表者 <u>1人以内</u></p> <p>(3) 吹田市医師会の代表者 <u>1人以内</u></p> <p>(4) <u>大阪府吹田保健所職員</u> <u>1人以内</u></p> <p>(5) <u>市民</u> <u>2人以内</u></p> <p>(6) <u>吹田市職員</u> <u>1人以内</u></p> <p>3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。</p> <p>4 委員は、再度選任することができる。</p> <p><u>(情報を交換する事項)</u></p> <p>第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、国立循環器病研究センター及び大阪大学における遺伝子解析研究に関する事項について情報の交換を行い、委員は意見を述べることができる。</p>